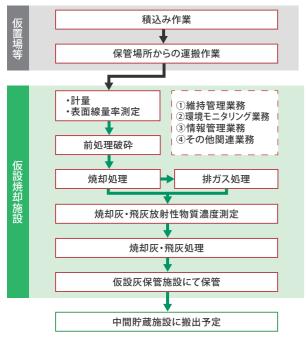
業務の流れ

大熊町等で発生した可燃性廃棄物は選別された状態で仮置場等に保管されています。本業務では、これらの可燃性廃棄物を仮置場等から仮設焼却施設まで運搬し、焼却による減容化処理を行います。



減容化とは

廃棄物の容積を低減させることを減容化といいます。 焼却等の処理によって、1/5~1/20程度に容量を減らす ことができます。可燃性の廃棄物については、焼却処理に より腐敗や臭気を防止し性状を安定化させます。





発注者 : 環境省 福島地方環境事務所 減容化施設整備課

住 所: 福島市栄町11 - 25 AXCビル6階

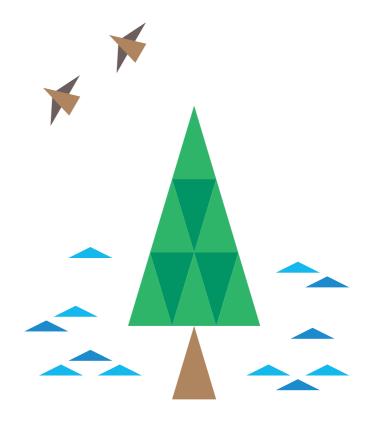
電 話: 024 - 563 - 6954

実施者 : 三菱·鹿島共同企業体 [鹿島建設現場事務所]

住 所:福島県双葉郡楢葉町大字井出字苅集 5-1

電 話: 0240 - 23 - 6231

大熊町における 廃棄物処理業務 (減容化処理)



業務概要

本業務は、大熊町等で発生した可燃性廃棄物(津波廃棄 物、片付けごみ、家屋解体廃棄物、除染廃棄物)を減容化処 理するため、中間貯蔵施設建設予定地内に仮設焼却施設 を整備し、焼却処理を行うものです。施設は焼却施設、灰 保管施設やこれらに付随する施設で構成されています。

業務名	大熊町における廃棄物処理業務(減容化処理)
場所	大熊町大字小入野字東平地内(裏面地図参照)
処 理 規 模	200トン/日×1炉
業務期間	建設(H28.5.27~H30.1.31) 運営(H30.2.1~H34.3.31)
発 注 者	環境省
避難指示区域	帰還困難区域
実 施 者	三菱·鹿島共同企業体

施設配置



仮設処理施設配置図

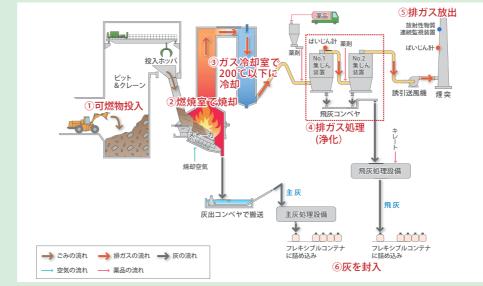
し 仮設焼却施設

仮設焼却施設では、可燃性廃棄物の焼却を行います。排ガス処理設 備には、集じん装置を2段設置し、より厳重に排ガス中の放射性セ シウム等を除去します。また、排ガスを連続監視し、排ガス処理設 備に異常がないことを確認します。

施設全体を建物で覆い、処理過程で発生する粉じんの外部への飛 散を防止しています。床面は、コンクリートで平滑に舗装し、汚水が 地下に浸透せず回収できる構造としています。



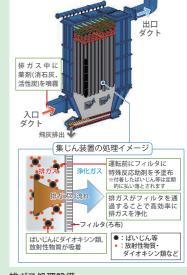
仮設焼却施設機器名



焼却処理の流れ

放射線管理

- ■遮へい設計を実施し、運営中の周辺への影響を最小限に留めます。
- ■用地周辺および用地内の空間線量を適宜モニタリングし、周辺 環境に影響がないことや作業員への影響を監視します。
- ■排ガス中の放射性物質濃度を連続監視し、放射性物質が大気中 に放出していないことを確認します。



排ガス処理設備



運営時の放射線管理のモニタリング地点

